

現代世界の選挙と政党

小平 修 著

下位
一元の構
人民の構
二元の構
社会・人民
三元の構
資本・社会
(BSC型)

表18

二党相対優越制の諸国
名(選挙年)

下位類型
同質的対抗
資本主義型(2B型)
人民党型(2P型)

表15 一党覇権

類型 国名(選挙年)

改政党型	モナコ (73)
改政党型	マダガスカル (70)
	マセネガル (78)
型造	トランスケイ (76)
	エルサルバドル (78)
	フィリピン (78)
	マリネラ (77)
	ボナンパバ (77)
	アンビ (77)
	キハス (77)
	イデシ (77)
	ルバド (79)
	ラグラ (76)
	ラ (78)

表16 一党相対優越制の諸国

下位類型	国名(選挙年)	優越政党名	議占	第一議占
資本主義政党型	オーストラリア (77)	自由党	61	28
	日本 (80)	自由民主党	56	21
	ギリシア (77)	新民主党	58	30
人民党型	インドネシア (77)	ユルカール党	64	28
一元の(P型)	モロッコ (77)	独立派	53	19
二元の(PS型)	シリア (77)	バース党	64	6
三元の(PSC型)	キプロス (76)	民主戦線	60	36

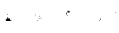
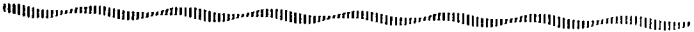
ミネルヴァ書房



現代世界の選挙と政党

小平 修 著

ミネルヴァ書房



〔著者紹介〕

こ だいり おさむ
小 平 修

1932年 長野県に生まれる
1959年 早稲田大学大学院政治学研究科修士
現 在 京都産業大学教授（法学部）
専 攻 政治機構論，比較政治学
現住所 京都府綴喜郡井手町井手西高月60-6

現代世界の選挙と政党

1982年12月20日 第1版第1刷発行

＜検印廃止＞

定価はカバーに
表示しています

著 者 小 平 修
発 行 者 杉 田 信 夫
印 刷 者 本 間 昭 之 助

発 行 所 株式 会社 ミネルヴァ書房

607 京都市山科区日ノ岡堤谷町1
電話京都(075) 581-5191番（代表）
振替口座・京都 2-8076番

©小平修，1982

中外日報社・酒本製本

3031-41528-8028

Printed in Japan

まえがき

いまや議會制民主主義の危機が叫ばれ、選挙と政党への不信・不満が噴出して久しい。それにもかかわらず、現代政治における選挙と政党の役割は、減退するどころか、ますますその重要性を増大しつつあるかに見える。政治過程は選挙によって幕を開け、選挙によって一つの幕を閉じる。この全過程を演出し、かつ主役を演じるのが政党なのであって、選挙と政党は、まさに現代政治の「生命線」ということができよう。

こうして、選挙と政党に関する研究が現代政治学の主流の一つを形成してきたのは、けだし当然であった。その成果によって現代政治のメカニズムやダイナミックスが解明されるにつれ、われわれが身をおいている生きた政治世界は、制度本来の原理や理想からかけ離れたところで作動している実態も明らかになった。冒頭にのべた「危機的状況」は、まさにそこに源を発しているのである。理想と現実とのこの乖離を埋め、現実を少しでも理想に近づけるためには、まず制度が現実にとどのような結果をもたらしているかという実態を把握しなければならぬ。選挙についていえば、選挙権や選挙制度に関する制度論と同時に、そのもとで実際におこなわれた選挙の結果がどうなっているかという実証的分析が、ともなわなければならない。

この点に関して、著者は以前から不満を抱いていた。選挙権や選挙制度に関する研究は主として公法学の分野でおこなわれているが、実際の選挙結果の分析まで立ち入ることは少ない。一方、それを担当すべき政治学においては、選挙や政党に関する理論的研究とともに実証的研究も多く積み重ねられてきたが、実証的研究のほとん

どは特定の国の、特定の時点の、特定の選挙に関する特殊研究にとどまっている。いまわれわれが果すべき課題は、制度と結果、制度論と実態論、公法学と政治学との架橋であり綜合にほかならないのではあるまいか。そしてそれは現代世界のあらゆるレベル、あらゆる種類の選挙の制度とその結果とを包摂するような、包括的かつ体系的な選挙に関する一般研究にほかならないのではあるまいか。本書が書かれたそもその動機は、まさにこのような問題意識に発している。

かくして本書は、選挙に関する制度論と分析論の両方を含むものとなった。まず序章において、全巻を通じてなされる選挙研究の基礎前提を明らかにし、権力、政治闘争、統合に関する理論的枠組を提示する。しかるのち第一部の四つの章において、古代から近代に至る選挙と議会制の発展、近代選挙の基本原理と選挙権、代表制とその種類、選挙の手続とその規制などにつき、比較憲法学的または比較制度論的考察をおこなう。続いて第二部の四つの章において、現代世界のあらゆるレベル、あらゆる種類の選挙結果を政党制との関連のもとに分析する。ここでは国会選挙、大統領選挙、国際選挙（国際機構における選挙）、地方選挙につき、著者独自の形態学的パラダイムにもとづいて比較政治学的分析が試みられる。

本書の意図と内容構成はおよそ以上の通りであるが、いざ筆をおいて読み返してみると、「理想と現実」との間にはあまりにも大きな乖離が存在し、いささか「羊頭狗肉」の恐れなしとしない。第一に、制度論と分析論とを架橋し綜合するという意図は、両者が第一部と第二部とでそれぞれ別個に扱われ、ついに相互の關係が明らかにされないまま終っている。選挙制度が選挙結果に大きな影響を及ぼすにもかかわらず、第二部の選挙分析においては選挙制度にはいっさいふれられていないのである。これは両者の關係を逐一論ずるならば、それだけでも一冊の本が必要となるからであり、大きな課題として今後に残さざるをえない。

さらにまた、序章に提示した選挙研究のための分析パラダイムの一般的有効性が、世界中の選挙の目もくらむような多様性——とりわけ国際選挙——の前に圧倒されたかの感を否定しきれない。そのほか使用されたおびただしい選挙資料の取捨選択、処理、作表・作図上の不備、引用・参考文献の逐一的明示の省略、各種選挙の年代や時点の不一致なども目につく。なにより選挙民の側の政治意識や投票行動にふれる紙数がなかったことも心残りである。これらはひとえに著者の浅学非才の責に帰すること論をまたない。読者のきびしい御叱正と暖かい御教示をお願いするゆえんである。

本書が世に出ることができたのは、多くのかたがたのお蔭である。創立一〇〇周年を迎えた母校早稲田大学の大西邦敏名誉教授、清水望教授、小林昭三教授、大谷恵教教授、内田満教授、慶応義塾大学の故中村菊男教授、中村勝範教授、堀江湛教授、武蔵工業大学の芹沢功教授、駒沢大学の上條末夫教授など恩師、先輩、友人の学恩は計りしれないものがある。改めて心からお礼を申しあげたい。またこの出版を快諾して頂いたミネルヴァ書房の杉田信夫社長および高橋邦太郎氏、著者に絶えざる学問的情熱を与えて下さる京都産業大学の教職員と学生諸君、最後ながら故郷にある父母、心をとにもする妻子にも、厚く感謝の念を捧げるものである。

一九八二年師走

京都南山城の地にて

小 平 修

現代外交政策論	現代国際関係論	戦後の日本外交	現代日本の政治構造	現代日本の政治と風土	政治思想小史	増補 現代政治体制論
花井 等著	花井 等著	ラングトン著 福田茂夫監訳	堀 堅土 著	若田 恭二 著	今井 仙一 著	小平 修 著
A5 定価二〇〇円	A5 定価二五〇円	A5 定価二四〇円	A5 定価一八〇円	A5 定価二五〇円	B6 定価一四〇円	A5 定価二〇〇円

目次

まえがき

序章 選挙研究の基礎前提……………1

一 権力と政治闘争と統合……………1

- 1 政治的価値と権力闘争……………(一)
- 2 政治闘争の要因と諸相……………(二)
- 3 政治闘争と統合の原理……………(六)

二 選挙の意義と機能……………10

- 1 公職の種類と決定方式……………(一〇)
- 2 選挙の意義と機能……………(一一)
- 3 政治参加としての選挙……………(一六)

第一部 選挙制度の原理と展開

第一章 選挙と議会制の発展……………二〇

一 選挙の古典的展開……………二〇

- 1 古代ギリシャと中世の選挙……(二〇)
- 2 中世ヨーロッパの国王選挙……(二二)
- 3 ローマ教皇選挙(コンクラーベ)……(二四)

二 近代議會制の展開……………二七

- 1 中世議會から近代議會へ……(二七)
- 2 イギリスにおける議会の発展……(三〇)
- 3 近代議會制の展開……(三一)
- 4 「国民代表」をめぐる論争……(三三)
- 5 議會制の危機と大衆民主主義……(三五)

第二章 近代選挙と選挙権……………四二

一 近代選挙の基本原理解……………四二

- 1 普通選挙……(四二)
- 2 平等選挙……(四三)
- 3 直接選挙……(四四)
- 4 秘密選挙……(四五)
- 5 自由選挙と任意選挙……(四六)

二 選挙権とその要件……………四六

- 1 性別制限と婦人参政権……(四六)
- 2 人種差別とその後退……(四七)
- 3 教育、居住、宗教上の要件……(四八)
- 4 合理的制限——年齢と精神的欠格……(四九)
- 5 法律上の欠格要件……(五〇)

三 被選挙資格とその要件……………四九

- 1 年齢上の要件……(四九)
- 2 国籍・居住・その他の要件……(五〇)
- 3 職業・法律上の欠格要件……(五一)

第三章 代表制とその種類……………二

一 選挙の単位と選挙区制……………二

1 選挙区制の歴史と現状……………(二)

2 選挙区制の種類と効果……………(二五)

二 多数代表制……………六

1 小選挙区制……………(六)

2 大選挙区完全連記制……………(九)

三 少数代表制……………九

1 単記非移譲式投票制……………(九)

2 制限連記投票制……………(五)

3 累積投票制……………(六)

4 通

減連記投票制……………(九)

5 制限累積投票制……………(一〇〇)

四 比例代表制……………一〇

1 投票方法——投票の移譲……………(一〇)

2 議席配分方法——当選基数……………(一〇)

第四章 選挙過程とその規制……………一〇

一 選挙手続……………一〇

1 選挙手続の意義と効果……………(一〇)

2 選挙管理と選挙人名簿……………(一一)

二 選挙運動……………一二

1 立候補の手続……………(一二)

2 選挙運動とその規制……………(一二)

3 選挙資金とその規制……………(一三)

第二部 現代選挙と政党制

——世界各国における各種選挙の党派別分析——

第五章 国会選挙の分析……………一三

一 選挙分析の基本的枠組……………一三

- 1 選挙のレベルと種類……………(一三)
- 2 選挙分析のパラダイム……………(一四)
- 3 議会選挙と政党制……………(一五)

二 独裁的構造——一党制……………一四

- 1 共産党型一党制……………(一四)
- 2 社会主義型一党制……………(一五)
- 3 人民党型一党制……………(一六)

三 一極的構造——一党優越制……………一五

- 1 一党霸權制……………(一五)
- 2 一党絶対優越制……………(一六)
- 3 一党相對優越制……………(一七)

四 二極的構造——二党優越制……………一六

- 1 二党絶対優越制……………(一六)
- 2 二党相對優越制……………(一七)

五 多極的構造——多党分立制……………一六

第六章 大統領選挙の分析……………一六四

一 選挙分析の基礎前提……………一六四

- 1 大統領の地位とその種類……………(一六四)
- 2 大統領の選出方法……………(一六五)
- 3 選挙分析のパラダイム……………(一六五)

二 アメリカの大統領選挙……………一六四

- 1 立候補者とその淘汰……………(一七四)
- 2 小党の参加と二大政党の対立的支配……………(一七六)
- 3 一般選挙と大統領指名との関係……………(一七八)

三 直接選挙の諸類型……………一六五

- 1 「独走型」の選挙……………(一六五)
- 2 「接戦型」の選挙……………(一六六)
- 3 「乱戦型」の選挙……………(一六七)
- 4 直接再投票制の選挙……………(一六九)

四 間接選挙の諸類型……………一七〇

- 1 「独走型」の選挙……………(一七〇)
- 2 「接戦型」の選挙……………(一七〇)
- 3 間接再投票制の選挙……………(一七二)
- 4 直接・間接併用制の選挙……………(一七四)

第七章 国際選挙の分析……………一七〇

一 国際連合における選挙……………一七〇

- 1 国際連合の諸機関……………(一七〇)
- 2 総会議長・副議長・事務総長の選挙……………(一七〇)
- 3 安全保障理事會理事國の選挙……………(一七一)
- 4 經濟社會理事會理事國の選挙……………(一七二)
- 5 國際司法裁判所裁判官その他の選挙……………(一七三)
- 6 國際連合における選挙の諸特徴……………(一七三)
- 7 反復投票の諸類型とそのメカニズム……………(一七四)

二	欧州議会の直接選挙	三六
---	-----------	----

1	超国家的直接選挙の歴史的意义	(三九)
2	欧州統合と欧州共同体の成立	(三二)
3	欧州議会と政党の国際化	(三五)
4	欧州議会の第一回直接選挙	(三六)

第八章	地方選挙の分析	三六
-----	---------	----

一	地方制度と選挙	三六
---	---------	----

1	中央と地方との関係	(四四)
2	英米型の地方自治	(四六)
3	大陸型と社会主義型の地方自治	(四九)

二	世界各国の地方選挙	三五
---	-----------	----

1	アメリカの知事選挙	(四五)
2	連邦国の州議会選挙	(四六)
3	各国の市長・議会選挙	(四七)

三	わが国の地方選挙	三六
---	----------	----

1	都道府県知事選挙	(四五)
2	都道府県議会選挙	(四六)
3	市町村長選挙	(四七)
4	市町村議会選挙	(四八)

終章 現代選挙の特徴と課題

—— 結語に代えて ——	三七
--------------	----

主要参考文献	三七
--------	----

序章 選挙研究の基礎前提

一 権力と政治闘争と統合

1 政治的価値と権力闘争

選挙はいまや現代市民社会のいたるところで機能しているが、それは権力の一端をになう——時としてほとんど全権力を掌中に収めうる——公職者を決める方法の一つにすぎないのである。いいかえれば、選挙は、権力をめぐる闘争であるとともに、公職者を選ぶことを通じてそのような闘争に結着をつけ、政治的統合をもたらす一つの手段・制度・過程にほかならない。そうである以上、われわれは、選挙の研究をおこなう前に、権力、政治闘争および政治的統合一般について基礎前提的な考察を加える必要がある。

ここで政治とは何かについて本格的に論ずる暇はないが、一般に政治は、ギリシャ神話のヤヌス神のように二つの顔をもつものと考えられてきた。一つは権力闘争、権力による支配、物理的強制力を背景とする統制といった側面であり、いま一つは政治的統合、秩序の形成と維持、正義の実現といった側面である。前者は政治の手段ないし現実にかかわるのに対し、後者は目的ないし理念にかかわることはいうまでもない。いずれにせよ、政治

にとつての鍵概念は権力であり、それ故にこそ闘争もおこなわれ、支配も統制も可能となるし、秩序と正義の実現も期待されうる。ラスウェル (H. D. Lasswell) によれば、権力を獲得するための基底的価値には特権的身分、肉体的強さ、非凡な能力とりわけ集中力といった要素もさりながら、なんといつても富 (経済力) が第一に挙げられている。続いて、知識 (開明)、技能 (熟練)、社会的地位 (尊敬)、愛情、高潔 (徳義)、幸運なども重要とされる。

それよりもむしろ、権力そのものが他の諸価値を獲得するための基底的価値として存在することこそ強調されなければならない。古来、権力によって追求されてきた価値は、健康、富の蓄積、知識の増進、技能の獲得、社会的尊敬 (名誉)、愛情 (性欲)、徳義などであるという。さらに、権力は、それを掌握するものがつねに限られたごく一部の少数者であることから (寡頭制の鉄則) 少数支配の原理、必然的に、稀少価値をとまうという事実も無視できない。権力の担い手には皇帝、国王、大統領、総理大臣、大臣、長官、国会議員、高級官僚、將軍、知事、市町村長、地方議員など、公式の地位ないし役職を占める公職者すなわち「表の権力者」のみならず、いわゆるボス (顔役)、実力者、キング・メイカー、ドン (首領) などといわれる非公式の「裏の権力者」もいる。選挙で選ばれるのは、世襲的な皇帝や国王などを除いた前者の公職者のみであつて、民主的で自由な社会においてさえ、われわれは「裏の権力者」をも選択することはできないのである。「表」であれ「裏」であれ、権力者はつねに少数であり、それ相当の地位と権限と名声をえて先述した他の諸価値を追求しうるからこそ、権力をめぐる闘争が発生することになる。

このことについて、やや詳しく考察してみよう。ごく小規模な社会や集団において全員が政治に参加したり、直接民主制において全構成員が政治的決定に加わるような場合でさえ、少なくともその社会や集団の首長は存在

しなければならぬであろう。ましてより大規模な社会集団にあっては、重要な役職につき権力を行使することができるのは一部の少数者にかぎられる（先述の寡頭制の鉄則＝少数支配の原理）。一般に社会集団の規模が大きくなればなるほど、全構成員に対する権力者の比率は相対的に減少し、彼らへの権力集中が進んで寡頭制の鉄則は顕著化するにちがいない。そして、権力の稀少価値はさらに増大するであろう。権力にともなう地位、名譽、恩典、特権、富などの基底的諸価値は、ますます魅力あるものとなるであろう。権力をめぐる対立、抗争、競合——要するに権力闘争——が必然化し激烈化するゆえんである。

闘争の態様は、第一に、その社会集団の規模、政治的組織化ないし政治化、政治的価値や伝統や制度、政治文化によって異なる。第二に、権力をになう地位や役職の権限や恩典、したがって稀少性、基底価値的魅力などによってさまざまとなる。第三に、権力闘争に加わろうとするものの個性、価値観、能力、環境などによっても規定される。第一については、一般に社会集団が大規模となり、共同社会(Gemeinschaft : community)から利益社会(Gemeinschaft : association)になり、政治的組織化や政治化が進んで政治的価値が高まり、政治的伝統や政治制度が確立し、政治文化が独立的となればなるほど政治闘争は高度化するであろう。また第三については、ラスウェルのべたように、政治的価値を重視する権力追求者がこれに該当するであろう。彼が挙げた「政治的人間」とは、帝国の建設者、秩序の復興者、独立の建国者、革命家、かれらの周囲にある専門家（煽動家、迫害者、弁護士、裁判官、立法者、予想家、予言者、哲学者、科学者、外交官、官僚、軍人、警察官）などであるという。現代では、先進諸国においては政党、官僚機構、大企業（いわゆる財界）、労働組合、圧力団体、言論・報道機関（いわゆるマスコミ）などの大集団の幹部や指導者、発展途上国においては、伝統的な国王、皇族、貴族、豪族などのほか、独立、統一、建国、革命に活躍した国民的英雄、民族主義運動などの大衆運動を指導した活動家、

軍部指導者その他を挙げることができよう。

2 政治闘争の要因と諸相

政治闘争には大別して、以上のべてきたような稀少価値としての権力そのものをめぐる政治プロパーに起因するもの（政治内的闘争）、および政治を包摂する基盤社会の亀裂、分裂、対立、紛争などに基因するもの（政治外的闘争）以下、社会対立と呼ぶ）とがある。社会対立が存在しなくても政治闘争は起りうることに、社会対立のすべてがそのまま政治闘争に運動するとはかぎらない。いかなる社会対立がどのような形態のもとにいくかなる程度ないし深刻さをもって存在するかは、その社会や時代によって多種多様であり、実にこれらにもとづいてある時代のある社会は特徴づけられるであろう。また、いかなる社会対立がどのようなようにして政治闘争に運動するか、あるいはしないかも、時代と社会によって千差万別であり、それらもまた比較分析の対象になりうるのである。

さて、政治闘争に運動するか否かはさておき、われわれはここで社会対立をもたらす要因をさぐることにしよう。これについては古くから多くの学説が唱えられ、近代以降においては政党の起源や政党対立に関連して考察が加えられるようになった。まず第一に挙げられるのは、人間が生物なканずく動物であることにもとづいて人間性やその心理に求めようとする立場である。生物共有の生存欲求（生存競争）、原始的な闘争本能、集団帰属本能、権力欲、名誉欲、指導者への忠誠、敬慕、服従心などがそれである。第二には、それぞれ異なるが故に、相互に接触したときにはしばしば対立と闘争を招くような、別個の社会や集団に人間が帰属することに起因する社会的要因である。そのようなものとして、人種、民族、種族（部族）、地域（地縁）、血族（血縁）、身分、そし